

市町村立学校における段階的な学校再開時の対応指針案について

1 学校再開に当たっての教育活動のあり方に係る基本的な考え方

学校における感染症対策を徹底した上で、「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けるように工夫して、学校において児童生徒が安心して学ぶことができる環境を作っていくことにより、すべての児童生徒が教育を受けることができるように段階的に教育活動を再開していく。

その際、学校再開後1週間は、短縮授業や児童生徒一人当たり週3から5日程度の分散登校等、段階的に教育活動を開始していく。また、部活動については学校再開後2週間後を目処に再開する。

2 学校における感染症対策

(1) 基本的な感染症対策

① 家庭と連携した健康観察の徹底

- 毎朝の検温や風邪症状等の確認を行う。
- 発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底する。

② 咳エチケットやマスク着用の指導

- 学校教育活動においては、通常、マスクを着用する。特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底する。

③ 手洗いの徹底

- 外から教室へ入る時、トイレの後、昼食の前後等、こまめに手洗いをを行う。
- 用具や物品の共用を避けることができる場合は避けるようにするが、避けることが難しいものについては、使用後手洗いをを行う。

(2) 環境衛生の整備

- 教室やトイレ等の特に多く手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上定期的（朝、清掃時等）に消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。
- 共用用具や設備等も適切に消毒する。

(3) 「3つの密」を避けるための対策

① 換気の徹底等の措置

- 換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うようにする。
- 授業時間中も可能であれば常時換気を行う。
- エアコン使用時は換気扇等を稼働させたり、こまめに換気を行ったりするようにする。

② 身体的距離を確保するための工夫

- おおむね1から2m間隔を開け、対面とならないように座席配置の工夫をする。
- 部室や更衣室等を使用する際は、密にならないよう使用制限等を行う。

(4) 登下校時の工夫

- 分散登校や時差登校（下校）、学年や学級別に昇降口を分ける等、「3つの密」を避けるよう配慮する。

- 集団登校、スクールバスによる登下校の際には、マスクの着用や身体距離の確保をするよう指導する。
- 地域や学校の実情に応じた措置を講じる。

(5) 給食時（昼食時）の工夫

- ① 教室での感染予防について
 - 児童生徒や教職員の配膳前や食事前の手洗いを徹底する。
 - 配膳台や机上の衛生にも注意する。必要に応じて消毒を行う。
 - 机を向かい合わせにしない、会話を控える等飛沫を飛ばさないための対応を行う。
 - 喫食中も手元にハンカチを置く等して、咳エチケットを徹底する。
 - 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱等、健康状態の確認はもとより、衛生的な服装をしているか、手指等は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代える等の対応をとる。
- ② 給食管理・栄養管理について
 - 学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を改めて徹底する。
 - 献立内容については、児童生徒の栄養摂取状況を考慮し、配膳・会食過程での感染防止を十分に行った上で、適切な給食の提供を行う。

(6) 保健教育の実施

- 児童生徒が、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、適切な行動がとれるよう、日常の指導において以下の資料を活用し、指導の充実を図る。その際、指導例を有効に活用し、児童生徒の発達段階を踏まえた指導を工夫する。
- <指導資料> 「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」
- https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm
- 新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路等がはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するよう配慮する。

3 学校教育活動の段階的再開の具体的な方策について

(1) 段階的な教育活動の再開について

- 学校再開後1週間は、地域や学校の実情に応じ、児童生徒一人当たり週3日から5日程度の分散登校を実施する。児童生徒数の少ない学級や学校のように分散登校の必要がない場合は、短縮授業を実施する。
 - ・ 分散登校については、令和2年5月5日付け2教健第132号を参照し、児童生徒間の身体的距離を確保するため、集団を分けて異なる時間帯等に授業を行うこと。

(2) 段階的な教育活動について

- 「3つの密」を避けることが難しい「感染リスクが高い学習活動」は、当分の間は行わない。「感染リスクが高い学習活動」（例）
 - ・ 音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・ 家庭科における調理等の実習
 - ・ 体育科・保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動

- ・ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ活動
- ・ 運動会や文化祭、学習発表会等児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- ・ 他の都道府県等に移動する、校外学習や宿泊を伴う学校行事

(3) 各教科活動等について

- 共用の教材、教具、情報機器等を適切に消毒するとともに、それらの教材等を触る前後で手洗いや除菌行為を徹底する。
- 次のことに配慮し、学習の質的保障に配慮した授業づくりに努める。
 - ・ 単元を通して育成する資質・能力の明確化を図るとともに、学習指導要領で定められた指導事項を基軸とした評価基準を設定することで指導と評価の一体化につなげ、効率のよい授業の展開に努める。
 - ・ 身体的距離の確保等のために、学級を複数のグループに分ける場合は、機械的に振り分けるのではなく、習熟度別にグループを分ける等、その利点を生かしながら、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細やかな指導の充実を図る。

(4) 学校再開後の授業の補充等について

- 臨時休業により児童生徒が授業を十分に受けられず、学習に遅れが生じていることに対して、遅れが影響しないよう必要な措置を講じる。
- 学校において、一人一人の学習内容の定着状況を確認し、補充のための授業や補習の実施等、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じる。特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じる。
- 各市町村教育委員会において、授業時数等の確保のために長期休業期間に授業を設けたり、土曜日に授業を行ったりする場合は、児童生徒や教職員の負担にも配慮することとする。なお、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振替を行う必要がある。

(5) 各学校行事における工夫について

- 学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや変化を与えたり秩序をもたらしたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要である。
- 「3つの密」を避けることをはじめとした感染予防策を講じることや、時期をずらす等、児童生徒や学校の実態等を十分考慮して、実施の可否を検討する必要がある。
- 児童生徒や学校、地域の実態、地域の感染状況等も踏まえ、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行うこととする。各行事の趣旨を生かしながら行事の統合を図る等、精選して実施することも必要である。
- 各学校において、教育課程の変更が必要な場合には、事前に設置者に相談する。

(6) 部活動について

- 部活動の再開に当たっては、次のことに留意する。
 - ・ 発熱等の風邪症状が見られる時には、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
 - ・ 大人数の児童生徒が一度に集まり密集しないよう活動内容を工夫・精選する。
 - ・ 屋内で活動する場合、こまめに換気するよう十分配慮する。

- ・ 少人数の活動となるよう、活動人数等の工夫をする。
- ・ できるだけ短時間の活動となるよう、練習内容にメリハリをつけ、効率的に練習する等の工夫をする。
- ・ 活動場所、活動内容、活動人数に応じ、前述の感染症対策を講じる。
- ・ 活動休止期間があったことを考慮し、活動時間や活動内容が児童生徒の負担過重にならないよう十分注意する。
- ・ 活動再開について保護者に周知するとともに、参加については保護者や本人の意向を十分に尊重する。
- ・ 大会等が中止となり、大きな喪失感を抱いている児童生徒もいるため、部活動内においても、新たな目標を持たせる等、心のケアに努める。

(7) 学校図書館の活用について

- 感染症対策を徹底した上で、貸出等を行うことが望ましい。
- 特に、分散登校等で時間帯により休業の対象となる児童生徒が変わる場合においては、「3つの密」を避ける配慮をした上で、学校図書館を児童生徒の自習スペースとして活用することも考えられる。

(8) 児童生徒の心のケアと健康状態の把握について

- 本人や保護者の感染への不安や、行事や大会等の中止等により、少なからずストレスを抱えていることを踏まえて対応することが重要である。
- 管理職のリーダーシップの下、担任をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等、連携して児童生徒の心身の状況把握と心のケアに取り組むことが必要である。
- 学習や生活に目標を持たせ、目標の達成に向けた自己マネジメントの援助を行うことが重要である。
- 登校日や学校再開の日に欠席の児童生徒に対しては、特に配慮して支援を行う。
- 臨時休業中に虐待が疑われるケースを想定して、生活の状況等について、話を聞く時間の確保に努める。要保護児童対策地域協議会に関わる児童生徒に対しては、特に配慮する。
- 臨時休業期間中に、家庭環境が大きく変化していることも考えられるため、児童生徒の生活の様子の変化については、これまで以上に保護者との連絡を密にする必要がある。
- 必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関との連携を図り、児童生徒の支援に当たる。

(9) 偏見や差別を生まない指導について

- 感染者、濃厚接触者、対策に携わった方々とその家族等に対する偏見や差別につながる行為は、許されるものではないことを踏まえて、指導体制を整える。
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うこと等を通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮する。
- 指導にあたっては、道徳の教材を家庭で読み聞かせをして、その内容について家庭で話し合う家庭学習を取り入れ授業に生かす等、家庭と連携した取組も考えられる。
- 児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等の存在を、機会を捕らえて伝える。

ダイヤルSOS (0120 - 453 - 141) ふくしま24時間子どもSOS (0120 - 916 - 024)